

指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援

重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援サービス及び指定障がい児相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域.....	2
4. 営業時間.....	3
5. 職員の体制.....	3
6. 職員の職務内容.....	3
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
8. サービスの利用に関する留意事項.....	5
9. 事故発生時の対応方法について.....	6
10. 虐待防止について.....	6
11. サービス内容に関する苦情・お問合せについて.....	6

株式会社ジェネラス

相談支援事業所ほたるいせ

当事業所は指定特定相談・障がい児相談支援事業者の指定を受けています。

特定相談支援事業所

障がい児相談支援事業所

1. 事業者

名 称	株式会社ジェネラス
所在地	名古屋市中区千代田二丁目 16 番 28 号 グラシア2号館4階
電話番号	052-238-5496
代表者氏名	代表取締役 小山 樹
設立年月	平成 10 年 7 月

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援・障がい児相談支援事業所 令和 1 年 6 月 1 日指定
事業の目的	相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用児者及び利用児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に利用者等の立場に立った適切な相談支援の提供を確保することを目的とする。
事業所の名称	相談支援事業所 ほたるいせ
事業所の所在地	三重県伊勢市小俣町 1 2 7 1 番地 1
電話番号	0596-64-8788
FAX 番号	0596-21-3313
管理者氏名	加藤 志保 （相談支援専門員兼任）
事業所の運営方針について	1. 利用者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。 2. 市町村、福祉サービス事業を行う者等関係機関との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。 3. 障害者総合支援法・児童福祉法等に定める法令を遵守し、指定特定相談支援・障がい児相談支援を実施するものとする。
開設年月	令和 1 年 6 月 1 日

3. 事業実施地域

通常の事業の実施地域は、伊勢市全域とする。

4. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月4日までを除く。
受付時間	8時30分～17時30分までとする。
サービス提供時間帯	8時30分～17時30分までとする。

5. 職員の体制

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
管理者	1名	—	1名	1名	相談支援専門員兼務
相談支援専門員	1名	0名	1名	1名	管理者兼務

当事業所では、利用者に対して指定相談支援、障がい児相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 職員の職務内容

職種	職務の内容
管理者	職員及び業務等の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定特定相談支援及び指定障がい児相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。
相談支援専門員	<ul style="list-style-type: none">・アセスメントの実施・サービス等利用計画書、障がい児支援利用計画書の作成及び利用者への交付・モニタリングの実施・その他必要な相談及び援助

7. 当事業所が提供するサービス

(1) サービス内容

① サービス等利用計画及び障がい児支援利用計画の作成

相談支援専門員は利用者等の来所や居宅等を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画及び障がい児者支援利用計画を作成します。

<サービス等利用計画及び障がい児支援利用計画の作成の流れ>

①相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。

②サービス等利用計画、障がい児支援利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。

③利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び障がい児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

④利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス及び指定障がい児通所支援等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、障害者総合支援法第5条第二十二項及び児童福祉法第6条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案及び障がい児支援利用計画案を作成します。

⑤④で作成したサービス等利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、障害児者サービス給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等支援利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定します。

⑥給付決定が行われた後に、福祉サービス等関係機関等との連絡調整を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員はサービス等利用計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定します。

②サービス等利用計画及び障がい児支援利用計画作成後の便宜の供与

- ・ サービス等利用計画及び障がい児支援利用計画作成後、サービス等利用計画及び障がい児支援利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画及び障がい児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- ・ モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

③サービス等利用計画及び障がい児支援利用計画の変更

利用者等がサービス等利用計画及び障がい児支援利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画及び障がい児支援利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画及び障がい児支援利用計画を変更します。

④障害者（児）支援施設等への紹介

・利用者（児）が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者（児）が障害者支援施設及び障がい児入所施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設及び障がい児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

（２）利用料金

①サービス利用料金

指定計画相談サービス及び障がい児相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額及び障がい児相談支援給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

②交通費

通常の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合、その実費を利用者から事業者を支払うものとします。

③お支払いの方法

利用者負担金の支払いについては、ゆうちょ銀行その他金融機関の口座自動振替の方法によるものとします。毎月末日締め翌月25日（当日が金融機関の休業日である場合はその翌日）が振替日となります。

8. サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

9. 事故発生時の対応方法について

サービスのご利用により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関等への連絡を行なうなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を行います。

10. 虐待防止について

当事業所では、利用者に対する虐待を発見した場合、迅速かつ適切な対応を図ります。

11. サービス内容に関する苦情・お問い合わせ

(1) サービスに関するご相談や苦情は、遠慮なく下記までご連絡下さい。迅速に対応いたします。

<苦情・問い合わせ窓口>

相談支援事業所 ほたるいせ

担当者 加藤 志保

TEL：0596-64-8788

FAX：0596-21-3313

受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

(2) 利用者は、当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口や社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

<主な相談窓口>

三重県	三重県福祉サービス運営適正化委員会	059-224-8111
伊勢市	障がい福祉課	0596-21-5558

以上